

# 仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所  
(担当：山手、中川 075-611-5371)

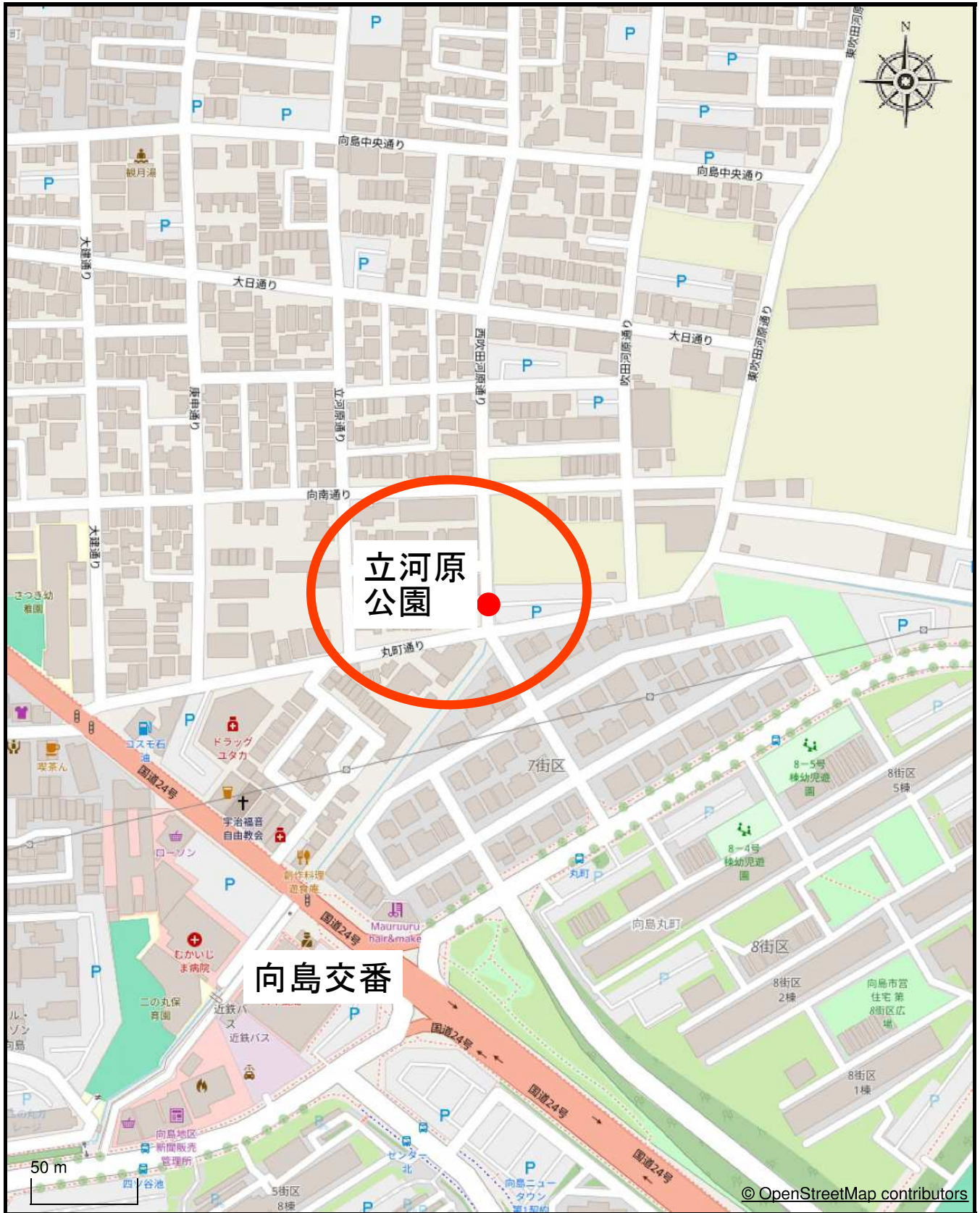
件名	暗渠蓋修繕（伏見区向島立河原町）
内容	<p>1 業務の目的 本件は、立河原公園前の道路（一般市道桃山経88号線）上にある暗渠蓋を嵩上げし、周辺の舗装との高さを合わせ、暗渠蓋周辺を走行していた際に発生していた騒音を解消するものである。</p> <p>2 履行期限 令和8年8月31日限り</p> <p>3 履行場所 京都市伏見区向島立河原町 地内</p> <p>4 業務内容 ・暗渠蓋の嵩上げ；1式 ※約3～4cmの嵩上げを想定しているが、現地確認し、周囲の舗装と高さを合わせること。 ※現在使用している鉄蓋を流用できる場合は流用して嵩上げを行うこと。 ※グレーチングへ取替を行う場合は、25t 荷重対応仕様とし、ボルト止めにする こと。 ※周囲のAs舗装の復旧を要する場合は、加熱合材にて対応すること。 ※作業に要する作業車、寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ※撤去した発生材は、請負者において適切に処分すること。 ※事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び 施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。 ※業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに 提出すること。</p> <p>5 支払条件 業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを 確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p> <p>6 留意事項 ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷が ないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応す ること。 ・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任 で徹底すること。 ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、請負者の職員であることを示すもの を着用すること。</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう近隣への周知等に留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。</li><li>・本業務は公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。</li><br/><li>・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。</li><li>・原則、平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。</li><li>・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。</li></ul> <p>また、事故等が発生した場合は、受注者の責任で解決すること。</p> |
|--|---|

# 箇所図

135.773066,34.925020

135.778103,34.925020




135.773066,34.919856

1 / 2500

135.778103,34.919856

注釈1

 : 業務箇所





